

工作物に関する指導・助言，認定について

(1) 工作物の種類・規模の検討

景観条例で工作物として位置付ける構造物は，現行条例で規定する工作物の種類を継承し，これまでどおり，景観形成地区内において新設，増築等の行為が行われる工作物については，景観形成整備計画に適合するよう指導・助言を行っていきます。

また，工作物の中で，景観地区の景観に支障を及ぼす恐れのあるものについては，大規模工作物として位置付け，景観法による認定審査の対象とし，現行の条例では，高さ10mを超えるもの(建築物と一体となって設置される場合は，高さ4m超，かつ，建築物の高さとの合計が10mを超えるもの)又は土地面積が1,000㎡を超えるものについて，大規模建築物等届出に対し指導助言を行なってきましたが，認定審査の対象とする大規模工作物の規模については，工作物の種類ごとに定めることとします。

(現行)工作物

大規模建築等届出対象 下記の工作物で，景観地区以外の地域内において，高さ10mを超えるもの(建築物と一体となって設置される場合は，高さ4mを超え，かつ，建築物の高さとの合計が10mを超えるもの)又は土地面積が1,000㎡を超えるものの新築，増築，改築，移転，除却，大規模の修繕，大規模の模様替え又は外観の色彩の変更を行うもの
景観地区内行為届出対象 下記の工作物で，景観地区内において，新築，増築，改築，移転，除却，大規模の修繕，大規模の模様替え又は外観の色彩の変更を行うもの
(1)街灯，照明灯その他これらに類するもの
(2)道路又は公園に設置される公衆電話所，バス停留所，標識，アーチ，アーケード，ベンチ，ごみ入れその他これらに類するもの
(3)立体駐車場(建築物に該当するものを除く。)
(4)電気供給のための電線路，有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ)
(5)鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの(※15メートル以下のものは適用除外)
(6)高架水槽(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備(以下「建築設備」という。)に該当するものを除く。)
(7)煙突(建築設備に該当するものを除く。)
(8)装飾塔，記念塔，物見塔，電波塔その他これらに類するもの(建築物に該当するものを除く。)
(9)垣，さく，擁壁，塀，門その他これらに類するもの
(10)日よけその他これらに類するもの
(11)アンテナ
(12)物干場
(13)広告物
(14)乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
(15)メーゴーランド，観覧車，飛行塔，コースター，ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設
(16)石油，ガス，LPG，穀物，飼料，肥料，セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
(17)その他市長が指定するもの



(条例改正後)工作物

景観形成整備計画に適合するよう努めるもの 下記の工作物で，景観形成地区内において新設，増築，改築，若しくは模様替え又は色彩の変更を行うもの
(1)街灯，照明灯その他これらに類するもの
(2)道路又は公園の構造物
(3)立体駐車場(建築物に該当するものを除く。)
(4)電気供給のための電線路，有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ)
(5)鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの
(6)高架水槽(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備(以下「建築設備」という。)に該当するものを除く。)
(7)煙突(建築設備に該当するものを除く。)
(8)装飾塔，記念塔，物見塔，電波塔その他これらに類するもの(建築物に該当するものを除く。)
(9)垣，さく，塀，門その他これらに類するもの
(10)擁壁
(11)日よけその他これらに類するもの
(12)アンテナ(その支持物を含む)
(13)物干場
(14)乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
(15)メーゴーランド，観覧車，飛行塔，コースター，ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設
(16)石油，ガス，LPG，穀物，飼料，肥料，セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
(19)その他市長が指定するもの

(17)高架道路・高架鉄道・横断歩道橋・こ線橋その他これらに類する高架の工作物
(18)橋りょうその他これらに類する高架工作物

大規模工作物(認定の対象とする工作物)

認定対象 下記の工作物で，景観地区内において新設，増築，改築，若しくは模様替え又は色彩の変更を行うもの
(1)幅員10メートルを超える道路の構造物
(2)面積2,500平方メートルを超える公園の構造物
(3)立体駐車場(建築物に該当するものを除く。)で築造面積が500㎡を超えるもの
(4)鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)で高さ15mを超えるもの
(5)高架水槽(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備(以下「建築設備」という。)に該当するものを除く。)で高さ10mを超えるもの
(6)煙突(建築設備に該当するものを除く。)で高さ10mを超えるもの
(7)装飾塔，記念塔，物見塔，電波塔その他これらに類するもの(建築物に該当するものを除く。)で高さ10mを超えるもの
(8)大規模建築物に附属する垣，さく，塀，門その他これらに類するもの
(9)大規模建築物に附属する擁壁
(10)大規模建築物に附属する擁壁以外の擁壁で高さ2mを超えるもの
(11)大規模建築物に附属する日よけその他これらに類するもの
(12)アンテナ(その支持物を含む。)で高さ10mを超えるもの(建築物と一体となって設置される場合は，高さ4m超，かつ，建築物等の高さとの合計が10mを超えるもの)
(13)乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもので高さ10mを超えるもの
(14)メーゴーランド，観覧車，飛行塔，コースター，ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設で高さ10mを超えるもの
(15)石油，ガス，LPG，穀物，飼料，肥料，セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設で高さ10mを超えるもの

(16)高架道路・高架鉄道・横断歩道橋・こ線橋その他これらに類する高架の工作物で高さ5mを超えるもの
(17)橋りょうその他これらに類する高架工作物で，幅員10m超え，又は延長30mを超えるもの

(2) 工作物基準(案)

工作物の形態意匠の制限	一般基準	
	<p>1 緑ゆたかな美しい芦屋の景観を目指し、工作物の外観や形態意匠は、芦屋らしい景観の基本となっている自然環境や歴史的資産との一体性や、地域ごとの景観特性に考慮し、周辺の街並みや境界との関わり状況、敷地内の位置、工作物の規模、意匠、材料及び色彩について、隣接する相互間で調整され、地域全体として調和し、景観の向上に資するものとする。</p> <p>2 緑ゆたかな美しいまちづくりには、樹木草花の存在は欠かすことができない。そのため、潤いのある生活環境の創造に寄与するよう、工作物及び駐車場など工作物に付属する施設と緑化デザインが一体となった、緑ゆたかな美しい景観の形成を図るものとする。</p>	
工作物の種類	個別基準	
	<ul style="list-style-type: none"> 立体駐車場 高架水槽 装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔その他これらに類するもの 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設 	<p>位置・規模</p> <p>1 芦屋の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置・規模・形態とすること。</p> <p>2 現存する景観資源を可能な限り活かした配置・規模・形態とすること。</p> <p>3 近隣の景観と調和したスケールとし、通りや周辺との連続性を維持・形成するような配置・規模・形態とすること。</p> <p>外観意匠</p> <p>1 主要な材料は周辺環境との調和に配慮し、見苦しくならないものを用いること。</p> <p>2 周辺と調和するよう、見えがかり上のボリューム感を軽減すること。</p> <p>3 通りや周辺で要素の揃っているところでは連続性が維持される意匠とすること。</p> <p>4 側面・背面についても意匠は周辺と調和したものとする。</p> <p>屋外設備</p> <p>1 屋外に設置する設備は、周囲から見えないよう工夫し、露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。</p> <p>通り外観</p> <p>1 前面空地、駐車場アプローチなど接道部は、工作物と一体的に配置やしつらえ、材料の工夫を行い、落ち着いた外観意匠とすること。</p> <p>2 十分な修景植栽を施すことにより、緑豊かな外観とすること。</p> <p>3 街角に立つ場合には、街角を意識した意匠とすること。</p> <p>色彩</p> <p>1 芦屋の景観色を念頭に、高明度・低彩度を基本とし、周辺環境との調和に配慮したければいけない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、明度5以上の明るめの色調とし、かつ、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>①R(赤), YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p>
<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの 煙突 	<p>位置・規模</p> <p>1 芦屋の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置・規模・形態とすること。</p> <p>2 現存する景観資源を可能な限り活かした配置・規模・形態とすること。</p> <p>3 近隣の景観と調和したスケールとし、通りや周辺との連続性を維持・形成するような配置・規模・形態とすること。</p> <p>外観意匠</p> <p>1 主要な材料は周辺環境との調和に配慮し、見苦しくならないものを用いること。</p> <p>屋外設備</p> <p>1 屋外に設置する設備は、周囲から見えないよう工夫し、露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。</p> <p>色彩</p> <p>1 芦屋の景観色を念頭に、高明度・低彩度を基本とし、周辺環境との調和に配慮したければいけない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、明度5以上の明るめの色調とし、かつ、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>①R(赤), YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物に附属する垣、さく塀、門その他これらに類するもの 	<p>位置・規模</p> <p>1 現存する景観資源を可能な限り活かした配置・規模・形態とすること。</p> <p>2 近隣の景観と調和したスケールとし、通りや周辺との連続性を維持・形成するような配置・規模・形態とすること。</p> <p>外観意匠</p> <p>1 主要な材料は周辺環境との調和に配慮し、見苦しくならないものを用いること。</p> <p>2 通りや周辺で要素の揃っているところでは連続性が維持される意匠とすること。</p> <p>通り外観</p> <p>1 塀・柵等の困障は、植栽計画と一体となった意匠とすること。</p> <p>色彩</p> <p>1 芦屋の景観色を念頭に、高明度・低彩度を基本とし、周辺環境との調和に配慮したければいけない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、明度5以上の明るめの色調とし、かつ、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>①R(赤), YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p>	

工作物の形態意匠の制限	工作物の種類	個別基準	
	<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物に附属する擁壁 大規模建築物に附属する擁壁以外の擁壁 	位置・規模	1 現存する景観資源を可能な限り活かした配置・規模・形態とすること。 2 近隣の景観と調和したスケールとし、通りや周辺との連続性を維持・形成するような配置・規模・形態とすること。
	外観意匠	1 主要な材料は周辺環境との調和に配慮し、見苦しくならないものを用いること。 2 周辺と調和するよう、見えがかり上のボリューム感を軽減すること。 3 通りや周辺で要素の揃っているところでは連続性が維持される意匠とすること。	
	通り外観	2 建築物に付属する擁壁は、自然素材の仕様や植栽との組み合わせ等周辺景観と調和した意匠とすること。	
	色彩	1 芦屋の景観色を念頭に、高明度・低彩度を基本とし、周辺環境との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、明度5以上の明るめの色調とし、かつ、マンセル値で次を満たすこと。 ①R(赤), YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下	
	大規模建築物に附属する日よけ	位置・規模	1 現存する景観資源を可能な限り活かした配置・規模・形態とすること。 2 近隣の景観と調和したスケールとし、通りや周辺との連続性を維持・形成するような配置・規模・形態とすること。
		外観意匠	1 主要な材料は周辺環境との調和に配慮し、見苦しくならないものを用いること。 2 建築物と調和した意匠とすること。
		色彩	1 建築物の色彩と調和したものであること。
	アンテナ(その支持物を含む)	位置・規模	1 芦屋の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置・規模・形態とすること。 2 現存する景観資源を可能な限り活かした配置・規模・形態とすること。 3 近隣の景観と調和したスケールとし、通りや周辺との連続性を維持・形成するような配置・規模・形態とすること。
		外観意匠	1 主要な材料は周辺環境との調和に配慮し、見苦しくならないものを用いること。
		屋外設備	1 屋外に設置する設備は、周囲から見えないよう工夫し、露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。
		色彩	1 芦屋の景観色を念頭に、高明度・低彩度を基本とし、周辺環境との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、明度5以上の明るめの色調とし、かつ、マンセル値で次を満たすこと。 ①R(赤), YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 2 建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の色彩と調和したものであること。
	道路の構造物 公園の構造物		1 周辺景観に調和した意匠、色彩等とすること。 2 付属設備等は、できるだけ目立たないように工夫したものとすること。
	高架道路・高架鉄道・横断歩道橋・こ線橋その他これらに類する高架の工作物		1 周辺景観に調和した意匠、色彩等とすること。 2 付属設備等は、できるだけ目立たないように工夫したものとすること。 3 親柱、高欄等の意匠やポイントとなる彫刻、緑化等による演出を工夫したものとすること。
	橋りょうその他これらに類する高架工作物		

(3) (現行)大規模建築物等指導基準(工作物・高架構造物・橋りょう)

(1) 一般基準

① 大規模建築物等は個々に建築されるが、できあがれば周辺の街なみと一体的な都市景観として、総合的に認識されるもので、隣接する相互間で調整され、関連づけられていることが望ましい。そのため、周辺の街並みや境界との関わり状況・敷地内の位置、建築物の規模・意匠・材料及び色彩について地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するように努め、地域全体として調和のとれたものとする。

② 緑ゆたかな美しいまちづくりには、樹木草花の存在は欠かすことのできないものであり、そのため、ベランダ・壁面・屋上などの立体緑化を含めた、敷地、生垣、駐車場等の修景緑化に努め、快適な生活空間をつくり出し、緑ゆたかな美しい景観の形成を図るものとする。

(2) 項目別基準

敷地・建築物等に関する基準は次表のとおりとする。ただし、市長が審議会の意見を聴いたうえ、特に地域の景観との調和を図るために、この基準を適用することが適当でないとする場合は、これによらないことができる。

工作物

項目		指導基準
1.位置・規模		<p>◎市民に親しまれている山・海などを眺望できる視線を遮らないように努める。</p> <p>◎敷地境界線からのセットバックなど、近隣に圧迫感を与えないように努める。</p> <p>◎建物の高さや壁面位置のそろっている所では、連続性の維持に配慮する。</p>
2.意匠	壁面	<p>◎周辺と調和した意匠とするように努める。</p> <p>◎側面・背面の意匠にも配慮する。</p>
	壁面設備 屋根・屋上 屋上設備 低層部分 駐車場部分	◎周辺と調和した意匠とするように努める。
	屋外階段	◎形態、材料、色彩によって工作物との調和を図る。
	その他	◎街角など多くの視線を集める場所に立つ場合には、工作物の意匠に特に配慮する。
	3.材料	<p>◎住宅地の周辺では、金属やガラスなどの反射性・光沢性のある素材を大きな面積で用いないようにする。</p> <p>◎経年変化により見苦しくならない材料を選択するように配慮する。</p>
4.色彩	外壁	<p>◎基調となる色は芦屋の景観色を念頭において、けばけばしくならない配色で、明るめの色調に努める。</p> <p>その範囲は、明度5以上で、</p> <p>① R(赤), YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>② Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>③ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>◎ただし、上記にかかわらず、アクセントとなるポイントや商業・業務地区の低層部分などでは、色彩の演出に工夫する。また、中高層部分は、特に低彩度とするように努める。</p>
	屋根	◎基調となる色は、けばけばしくならない配色に努める。明度・彩度については、外壁色との調和に努める。
5.緑化		<p>◎敷地内には、低・中・高木を適切に配置し、緑化に努めるとともに、既存する緑をできるだけ保存するなど、建築計画と一体となった植栽計画を行う。</p> <p>◎道路際の植栽計画は、下記の項目に留意し景観に配慮する。</p> <p>①常緑樹と落葉樹を適切に配置し、四季の変化が感じられる計画とする。</p> <p>②花が咲く樹木を適正に配置する。</p> <p>③シンボルツリーを効果的に計画する。</p> <p>◎ベランダ、壁面及び屋上などの緑化に努める。</p> <p>◎敷地内に敷地面積に対する次の基準以上の緑化を施す。</p> <p>①第1種、第2種低層住居専用地域 30%</p>

工作物

項目		指導基準
5.緑化		<p>②第1種, 第2種中高層住居専用地域, 又は第1種, 第2種住居地域</p> <p>③近隣商業地域及び商業地域(5戸以上の住戸を含む建築物。ただし, 単身者用は3分の1を戸数とする。) 10%</p> <p>④上記で建築基準法による角地緩和を受ける場合 (敷地面積-建築面積) × 50%</p> <p>⑤上記以外の近隣商業地域及び商業地域の敷地は緑化に努める。</p> <p>◎ 敷地内の緑地はその位置により, 次の算定基準で緑化面積を求める。</p> <p>①道路境界線から3m以内にある緑地 面積の120%を緑化面積</p> <p>②敷地境界線から3m以内にある緑地 面積の120%を緑化面積</p> <p>③良好な樹木や植生を有する等の25㎡以上の既存樹木の集団のある緑地 面積の120%を緑化面積</p> <p>④駐車場等の緑化ブロック等による緑地 面積の50%を緑化面積</p> <p>⑤その他の緑地 面積の100%を緑化面積</p> <p>⑥上記基準が重複する緑地は, 低い数値を適用する。</p> <p>◎ 幹回り1.0m以上(地上1.5mにおける)の樹木, 由緒ある樹木, 及び良好な植生を有する25㎡以上の樹木の集団は保存する。</p> <p>◎ 緑地に植栽する樹木の基準は10㎡当たり6本以上とし, うち最低2本は高木(植栽時3.5m以上)とする。</p> <p>◎ 既存樹木で幹周り1.0m以上の樹木又は植栽時5m以上の樹木は, 上記算定における高木1本を高木2本とみなす。</p>
6.その他	駐車場	<p>◎位置, 植栽, 塀・門の意匠に配慮する。</p> <p>◎駐車場の舗装面の緑化ブロックなどによる緑化, 接道部分などの周辺の生垣化に努める。</p>
	接道部分	<p>◎単調で閉鎖的な塀・擁壁を避けるなど, 道路との関係に配慮する。</p> <p>◎擁壁は圧迫感を与えないように, 周囲との調和に配慮する。</p> <p>◎擁壁やのり面の緑化に努める。</p> <p>◎積極的に生垣を設置するように努める。</p>
	工事中	◎工事中の仮囲いは周囲との調和に配慮する。

高架構造物・橋りょう

指導基準
◎周辺景観に調和した意匠, 色彩等に配慮する。
◎付属設備等は, できるだけ目立たないように工夫する。
◎親柱, 高欄等の意匠やポイントとなる彫刻, 緑化等による演出を工夫する。

